

熊本県有明海区漁業調整委員会

第 5 2 1 回議事録

令和 5 年（2 0 2 3 年）1 0 月 4 日開催

第521回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和5年（2023年）10月4日（水） 午後3時から

開催場所 県庁行政棟新館 2階 職員研修室

出席者

（出席委員）橋本孝 吉本勢治 木山義人 西川幸一 藤森隆美 浜口多美雄
平山泉 八塚夏樹 佐小田眞智子

（欠席委員）小森田智大

（水産振興課）課長補佐 石動谷篤嗣 主幹 木村武志

（事務局）事務局長 鮫島守 主幹 岡田丘 主幹 中根基行

参事 郡司掛博昭 技師 對馬康史

議 事

議 題

第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について
（諮問）

第2号議案 熊本県うなぎ稚魚漁業許可取り扱い方針について（照会）

第3号議案 うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について
（諮問）

事務局

それでは、第521回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第521回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

資料の過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

皆さん、こんにちは。

議長

それでは、ただ今から第521回熊本県有明海区漁業調整委員会を

水産振興課

開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は浜口委員と佐小田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第11条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、同条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページから14ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。今回公示を予定している漁業は、新規許可では、三角網漁業他3漁業です。

許可の有効期間満了に伴う許可は、中目流し網漁業とばいかご漁業です。

まず、三角網漁業についてです。法令集の上から2枚目の裏面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の右図のような漁具を漁船で押したり、曳いたりして、えび類やあみ類を漁獲します。漁業時期は周年となっています。操業区域は、スライド4番の参考図に色付けしている有共第6号と第21号共同漁業権漁場となっています。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料2ページに記載のと

おりとなっています。三角網漁業については、以上です。

次に、うなぎ柴漬け漁業についてです。スライドは、5番と6番です。木の枝等を束ねた柴を海底に設置しまして、狭いところを好むウナギの習性を利用して、うなぎを漁獲します。主に有明海の河川の河口域で営まれています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、有共第6号共同漁業権漁場内、許可予定の隻数は1隻、その他の内容は、資料3ページに記載のとおりとなっています。うなぎ柴漬け漁業については以上です。

くちぞこ刺し網漁業についてです。法令集のスライド7番と8番です。くちぞこ刺し網漁業では、スライド7番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は周年となっていますが、かに網漁業の許可を受けている者が申請する場合は、10月1日から翌年7月31日までとなります。操業区域は、スライド8番の参考図に色付けしている有共第15号及び同第21号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料4ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

げんしき網漁業についてです。スライドは、9番と10番です。スライド9番の右上の図のような漁具を設置し、図の漁具の下側の袋状の部分にえびを落とし込んでクルマエビやヨシエビを漁獲します。漁期は、周年となっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド10番の参考図に色付けしている有明海となっています。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料5ページに記載のとおりとなっています。げんしき網漁業については、以上です

以上新規許可の4漁業についてご説明しました。

つづきまして、期間満了に伴う2漁業についてご説明します。

中目流し網漁業についてです。スライドは、11番と12番です。スライド11番の右上の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、潮流によって漁具を流して、あじ、このしろ、たちうお等を漁獲します。漁業時期や盛期は、地域や魚種によって異なりますが、有明海、不知火海で広く操業されています。操業区域は、スライド12番の参考図に色付けしている海域をそれぞれ組み合わせたものになります。組み合わせにつきましては、資料6ページから資料10ページをご確認ください。許可予定の隻数は106隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料6ページから9

ページに記載のとおりとなっています。中目流し網漁業については、以上です

ばいかご漁業についてです。スライドは、13番と14番です。スライド13番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。操業区域は、スライド14番の参考図に色付けしている共同漁業権漁場の組み合わせです。許可予定の隻数は37隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料11ページから14ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

許可の申請期間についてです。スライド15番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、令和5年10月23日から令和5年10月31日までを予定しています。

期間満了に伴う許可の申請期間は、中目流し網漁業は令和5年10月16日から令和5年11月10日まで、ばいかご漁業は令和5年11月6日から12月8日までとしています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

異議なし。

議長

それでは「特に意見なし。」と答申します。

次に、第2号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針について」となっておりますが、水産振興課からその次の第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は第2号議案と関連する議案であることから、一括して説明したいとの申し出が
っておりますので、第2号議案と第3号議案を一括しての説明として
よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

それでは、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第2号議案及び第3号議案にかけては、うなぎ稚魚漁業に関連した事項ですので、まとめてご説明をさせていただきます。その後、議案毎に御審議頂きたいと思います。うなぎ稚魚漁業につきましては今年度より初めて許可制度へ移行する事柄であるため、これまでの経緯から説明させていただきます。少しお時間を頂く形となりますが、ご理解頂きたいと思います。

まず、うなぎの稚魚、所謂「シラスウナギ」の採捕を取り巻く状況について、概要をご説明します。

法令集の黄色の付箋のページをご覧ください。熊本県漁業調整規則におきまして、採捕可能な魚介類の大きさや期間等を制限していますが、試験研究等の場合は、熊本県漁業調整規則第53条の規定に基づく許可により、採捕制限を解除して採捕することが可能となっています。これまで、この規定に基づき、うなぎ養殖に必要なシラスウナギを特別採捕許可により採捕してきました。これは、全国的に同様の対応となっております。

資料16ページをご覧ください。

令和2年の漁業法改正におきまして、悪質な密漁の対象となっている、なまこ、あわびと同じく、シラスウナギが特定水産動植物に指定され、密漁については、罰則を新設強化して、効果的な密漁対策を行うことになりました。

資料17ページ下段の適用除外の項目をご覧ください。特定水産動植物であるシラスウナギ等の採捕は、漁業権や許可に基づいて漁業を営む場合、試験研究等のために許可を受けて採捕する場合に限られることとなりました。

このため、本県では、熊本県漁業調整規則に基づき、令和5年12月から知事許可漁業のうなぎ稚魚漁業へ移行することとしています。

今回、第2号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な事項を規定する熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針について照会し、第3号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な制限措置について諮問するものです。

各議案についてご説明します。

まず、熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針についてです。資料19ページをご覧ください。基本的には、昨年までのうなぎ種苗特別採捕

許可取扱方針に基づき、方針案を作成しました。

第1条に目的、第2条から資料21ページの第9条までは許可をするに当たって公示する内容である漁業種類、漁業時期、操業区域などの制限措置を作成するための規定、許可の基準に関する規定を定めています。資料19ページにある第4条の許可の取扱基準においては、安定的にうなぎ養殖業を営むことができるよう、これまで特別採捕許可によりシラスウナギを採捕してきた者を再優先とし、その次に漁業生産力を高めるため、経験者を優先することとしています。資料21ページにある第10条から第12条には数量や漁具数の制限、第13条には申請手続き、第14条には許可をしない場合の基準を定めています。資料22ページの第15条以降は許可証の交付や報告等に関する規定を定めています。

資料23ページから25ページに別表として漁業種類ごとの漁業時期や許可をするに当たって付す条件を示しています。ここで、特別採捕許可からの主な変更点ですが、別表右から2つ目の列「漁業を営む者の資格」について、許可の対象者を（1）のうなぎ養殖業者や

（2）の業種別組合としていましたが、（3）としてうなぎ養殖業者又は業種別組合と供給契約を締結した者を追加しました。また、供給先については、これまでは自家用又は自組合員用に限定していましたが、別表左から5列目許可等の条件工にあるとおり、申請時に提出を求める事業計画書に記載された供給先とすることとしました。これらの対応は、独占禁止法に抵触しないよう対応したものです。

次に資料24ページの提灯たぶ及び資料25ページのちょうちん網において別表左から3列目、4列目にある操業区域と漁業時期については、操業区域ごとに潮汐や各河川の実情に合わせた漁業時期の設定が必要となることから、各漁業権者との協議が整い、県が必要と認めた場合には漁業時期の終了日を4月1日から4月30日までの間に設定することを可能とする規定を追加しました。これも前述の事業計画書に記載することとしております。

資料26ページから29ページをご覧ください。うなぎ稚魚漁業の制限措置の説明に移らせて頂きます。

先程の第1号議案の説明にもありましたが、知事許可漁業につきましては、熊本県漁業調整規則により、漁業種類、漁業操業区域などを内容とした制限措置を定めることとなっております。

制限措置は、資料30ページに示している漁業許可証の記載内容となります。また、制限措置を定める際には、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されており、今回、諮問するも

のです。

制限措置は、漁業種類ごと、操業区域ごとに定める必要があり、海面におけるうなぎ稚魚漁業においては、たも網で抄うたも抄いと、定置網で採捕するちょうちん網に分かれています。

各漁業の概要につきましては、法令集の緑色の付箋のページに概略図を添付しておりますので適宜ご確認ください。

まず、たも抄いについて説明します。資料は26ページ27ページです。今回、操業区域の異なる3つ制限措置の公示を予定しています。各制限措置の操業区域は資料に記載のとおりです。漁業時期は、12月1日から翌年4月30日までの100日以内としています。県ホームページに公示する際には具体的な月日を記載することとします。船舶を使用しない制限措置については、許可または起業認可をすべき者の数は1人となっています。漁業を営む者の資格については別に記載の通りです。資料26ページの下段をご覧ください。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和5年10月23日から令和5年11月2日までを予定しています。また、資料27ページの3備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を示しています。たも抄いについては以上です。

次に、ちょうちん網についてです。資料は28ページから29ページをご覧ください。

操業区域は資料に記載されたとおり、漁業時期は12月1日から3月31日までの連続して100日以内をしておりますが、県ホームページに公示する際には具体的な数字を記載することとしています。

ちょうちん網につきましては船舶を使用する漁法となりますので、船舶毎に許可をする必要がありまして、許可をする船舶の数は10隻となっております。漁業を営む者の資格については、別記のとおりです。

申請すべき期間はたも抄いと同様、令和5年10月23日から令和5年11月2日までを予定しています。また、3.備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を示しています。

制限措置の公示後の流れですが、申請者は、別途定める申請要領に従って、申請期間中に申請書を県へ提出します。県は、犯歴照会や書類の審査後、取扱方針に記載した許可の基準に従って許可し、許可証を交付します。

以上で説明を終わります。

なお、取扱方針及び制限措置ともに字数が多く、内容の変更を伴わない軽微な修正につきましては、当課に御一任いただくことも併せ

て、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から、第2号議案並びに3号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

木山委員

先程、説明がありましたように、最近公取の方が非常に厳しい調査をしておりますけど、許可等の条件、この中で採捕したうなぎの稚魚は事業計画書に基づき記載した供給先以外に供してはならないとなっておりますが、それで供給先というのは大体何社ぐらいを予定していますか。

議長

はい、水産振興課。

水産振興課

はい。お答えします。

基本的に許可をする者としてはこれまで通り養殖業者、もしくは熊本県養鰻漁業協同組合の方を想定しておりまして、基本的にはその養鰻業者の養殖用種苗、もしくは養鰻組合の組合員の方への種苗の供給用の採捕という形になることを想定しております。

議長

はい。委員。

木山委員

わかりました。先程言いましたように最近、公取関係が非常に厳しい調査をいろんな方面でやってると思うんですね。ですからこういった条件を出す場合はですね、十分注意しながらですね、条件を出していった方がいいんじゃないかならうかなということで付言させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長

他にないですかね。

平山委員

関連で、今のご質問と関連するんですけれども、採捕数量の制限で計画書に記載した供給先に限るものとして制限が入っているんですけれども、この方針でいくと採捕にあたられるのは漁業従事者が実際に採捕されるんですけど、漁業従事者であれば当然ながら漁業者のために、採捕、漁業に従事するあるいは養殖に従事するという前提だと思うんです。けれども、あえて、ここに書き込まなきゃいけなかったのかなというのを確認したい。

漁業従事者が取るわけですから、当然漁業者のために採捕するので
すから、当然ながら、漁獲物ってのは、漁業者のもとに行く前提じゃ
ないかなと、あえて書かなきゃいけなかったのかなと。いう感じがし
たものですから。

議長

はい、水産振興課。

藤森委員

うちは緑川が関係する。許可といままでの採捕とは違いが出てくる
のか。密漁防止とかしっかりできるのか。

水産振興課

はい。国の方からの知事許可化の前提として、これまでの特別採捕
許可で行ってきた「熊本県内の供給に限る」という制限はするなど。
今まで熊本県内でとられるシラスウナギにつきましては、熊本県内で
供給するものという形で限って特別採捕許可を出し、それによって、
管理・密漁がないような形できちっとした管理をして、全国的にも良
い仕組みだと言われてきましたが、しかしながら、県内の供給に限る
といった制限をかけることが、いわゆる独禁法に違反するおそれがあ
ることから、県内の供給先に限るといような書き方をするのは不適
切だという指摘がありました。

そこで何とか今の従前どおりの仕組みの中で、熊本県内の養殖生産
者に供給するということと、いわゆる独禁法にあたらない両方兼ね備
えるための文言として何が適切かということで、他県でやられており
ます文言を精査しました。供給先を明記するということは密漁防止に
なりますし、県内の養殖業者のために供給できるんじゃないかとい
うことで、両方を兼ね備えたところの規定にしたところです。

藤森委員

熊本県にも採捕数量があったじゃない。それを熊本の業者が上手く
熊本の業者の間で、例えば鹿児島に行ったり、宮崎に行ったりして採
捕した時に、熊本の漁獲枠の数量はどこに報告するわけ？去年静岡県
で、漁獲枠を超えて採れたって報告があった、そういうことですか。

水産振興課

はい。供給量につきましても基本的に、県内の熊本県の養殖用の枠
っていうのは、今までどおりございます。このうなぎ稚魚漁業の最大
の目的としましてウナギ養殖業を安定的にできるように種苗を安定的
に供給するというのがございます。

熊本県の許可ですので、まずは熊本県内にウナギ養殖業の方に出し
ていただくというのがまず第1義があるのかなと。ただそれだけに限

るという文言をつけるというのはできません。量につきましても、不当に、例えばその供給、養殖業の枠内に限るとか制限をする必要はないと水産庁の方は申しております。

藤森委員

今年から？

水産振興課

日本全体の枠として21.7トンという数字はございます。その供給、養殖業に必要なシラスを確保するというのが目的となっているところで、その供給を妨げるような制限をしてはならないというふうにはなっております。

藤森委員

IQ、漁獲可能量とは違う。

水産振興課

はい。

藤森委員

そうすると、熊本県は採れない、他所は採って良い。例えば宮崎県が、枠以上でストップした。しかしまだ採れると、熊本県はこれをまだ採って入れて良いということ。これは今までなかったこと。今年からそれは良いということ？そんな話なら枠は撤廃ということ？

水産振興課

はい、今ちょうどウナギ養殖の許可の切り替え中ですが、池入れをして良い量というのは基本的にそこにはこれまで通りの制限がかかっております。

基本的には日本全体でコントロールをするというところで、この資料31ページの採捕の条件のところにシの方にですね、「国内すべての養殖場のにほんうなぎの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるしらすうなぎの採捕停止指示には従わなければならない」という文言を追加するという話になります。

藤森委員

このシのところを言っているわけね。

水産振興課

はい、日本全国として先ほど申し上げた21.7トンというところが、上限になってきます。ただ熊本県として許可を出す場合にはその採捕の事業計画書を出していただきますので、その部分、基本的には池入れ数量というところは目安になってくるかと思います。そういう事業計画書を出していただき、それに沿って許可を出していくという形になってきます。

藤森委員	そうすると、採れる県と採れない県があって、沢山とれた県は他県へシラスを出して良いのか。今年度からそれで良いのかを聞きたい。
水産振興課	はい、他県への融通を想定してあればできるという形になります。
藤森委員	県が毎日来て数量を管理するならいいけど、その数量の管理はどこがするのか。養鰻がせないかん。
水産振興課	シラスウナギの流通に関しましては、もう一つ、流通に関しては水産物流通適正化法という新しい法律ができておりまして、その流通・販売をする者につきましては登録制になっております。クロマグロとは異なり、県の枠というのは、県に割り振りがあるわけではなくて、国全体としてトータルでコントロールするという話になっていますので、他で取れるという形であれば、他のところから購入するという前提になっています。
藤森委員	それで、この確認できるということ。
水産振興課	他県もシラスウナギの流通に関しましては、その県に限るという県もございます。 ただ、それを一旦池入れしてですね、いわゆるクロコ、1回養殖をしたウナギとして、種苗販売するいわゆる中間魚で出す分には特に制限はございませんので、そういったものを購入するということは現状でも可能になっています。
藤森委員	はい。
議長	いいですか。他にないですか。 他にないようにですので、お諮りいたします。第2号議案、熊本県ウナギ稚魚漁業許可取り扱い方針について、特に異議なしと回答してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それ。では第2号議案については特に異議なしとして回答いたしま

す。引き続き第3号議案についてお諮りいたします。第3号議案ウナギ稚魚漁業の制限措置の内容および申請すべき期間について、特に意見なしと答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

はい。それでは第3号議案については、特に意見なしと答申します。本日事務局が予定した議案は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

ありません。

議長

事務局ありますか。はい、どうぞ。

事務局

事務局でございます。

令和5年度の全国海区漁業調整委員会連合会の九州ブロック会議における各県の提案の方がまとめられました。その提案議題に対する委員の皆様のご意見を伺いたいと思いますので、アンケート用紙を後日送らせていただきますので、お忙しいところ恐縮ではございますが、ご対応の方よろしく申し上げます。以上です。

議長

それではこれで第521回熊本県有明海区調整委員会を閉会いたします。どうもお疲れでございました。